

○甲南学園個人情報取扱規程

令和4年3月29日

理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、「甲南学園個人情報保護に関する基本方針」に基づき、学校法人甲南学園及びその設置する学校（以下「本学園」という。）が保有する個人情報を適正に取り扱うために必要な事項を定める。

2 この規程に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報保護委員会によるガイドライン等に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - イ 個人識別符号（身体の一部の特徴を電子計算機用に変換した符号、又はカードその他の書類等に対象者ごとに異なるものとなるように記載等された公的な符号のうち、「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号、以下「政令」という。）で定めるものをいう。）が含まれるもの
- (2) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (3) 「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又は電子計算機を用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (4) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (5) 「保有個人データ」とは、本学園が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。
- (6) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(7) 「学術研究機関」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

(利用目的の特定・変更)

第3条 個人情報の取扱いは、本学園の業務を遂行するために必要な場合に限るものとし、個人情報を取り扱うにあたってはその利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 前項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第4条 本学園は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的以外の目的のために個人情報を利用してはならない。ただし、個人情報保護法第18条第3項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

2 前項により利用目的以外の目的のために個人情報を利用するときは、対象とする個人情報の範囲をできる限り特定するものとし、必要な事項に限定して利用しなければならない。

(適正取得・適正利用)

第5条 本学園は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならず、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

2 本学園は、個人情報保護法第20条第2項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(利用目的の通知又は公表)

第6条 本学園は、個人情報を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

3 前2項の規定は、個人情報保護法第21条第4項各号に掲げる場合については、適用しない。

(適正管理)

第7条 個人情報取扱代表責任者（以下「代表責任者」という。）は、所管する個人データの漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、本学園から個人データの取扱いの委託を受けた者が、受託した業務を行う場合について準用する。

3 代表責任者は、利用目的の達成に必要な範囲で、所管する個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(教職員の監督)

第8条 代表責任者及び個人情報取扱担当責任者（以下「担当責任者」という。）は、教職員（本学園の業務に従事する派遣職員等を含む。以下同じ。）に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該教職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託に伴う取扱い)

第9条 担当責任者は、個人データの取扱いを含む業務を外部委託する場合は、当該契約において、個人データの適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにし、個人データの安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第10条 教職員は、個人情報保護法第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 次に掲げる場合において、当該個人データを受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第11条 教職員は、外国にある第三者(個人情報保護法第28条に規定する外国にある第三者をいう。)に個人データを提供する場合には、個人情報保護法第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 教職員は、個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称、当該個人データの項目及び当該本人を特定するに足る事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が個人情報保護法第27条第1項各号又は本規程第10条第2項各号のいずれか(前条の規定による個人データの提供にあつては、個人情報保護法第27条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 教職員は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

3 本人は、第1項の記録について、開示を請求することができる。請求の手續については、第15条の規定を準用する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 教職員は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が個人情報保護法第27条第1項各号又は本規程第10条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でな

い団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「団体」という。）にあっては、その代表者又は管理人）の氏名
(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 教職員は、前項の規定による確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた年月日、前項各号に掲げる事項、当該個人データの項目及び当該本人を特定するに足る事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 教職員は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。
(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 本学園は、保有個人データに関する次に掲げる事項については、本学ホームページへの掲載等により本人が容易に知り得る状態（本人からの照会に応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) すべての保有個人データの利用目的（個人情報保護法第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
 - (2) 次条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は第18条1項の規定による請求に応じる手続
 - (3) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 代表責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 個人情報保護法第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合

- 3 代表責任者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
(開示請求)

第15条 本人は、自己に関する保有個人データの開示を請求することができる。また、本人の同意があるときは、当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示の請求を妨げない。

- 2 前項の請求（以下「開示請求」という。）にあたっては、本人であること（当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人であるときはその旨。）を明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書（本人の同意に基づく当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示請求にあっては、本人の同意書を含む。）を、当該開示請求に係る保有個人データを所管する代表責任者あてに提出しなければならない。
- 3 代表責任者は、開示請求を受けたときは、当該保有個人データを遅滞なく開示（当該本人の保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）しなければならない。ただし、開示請求に係る保有個人データを開示することにより個人情報保護法第33条2項の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。
- 4 代表責任者は、所管する保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 5 代表責任者は、本人に対し、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。
(訂正等の請求)

第16条 本人は、自己に関する保有個人データについて、その内容に誤りがあると認められる場合は、当該保有個人データを所管する代表責任者に対し、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 第15条第2項の規定は、保有個人データの訂正等の請求をする場合について準用する。
- 3 代表責任者は、第1項の請求を受けたときは、利用目的の達成に必要な範囲において遅滞なく当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 4 代表責任者は、前項により所管する保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。
（利用停止の請求）

第17条 本人は、自己に関する保有個人データが第4条の規定に違反して取り扱われているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき又は自己の権利もしくは正当な利益が害されるおそれがあるときは、当該保有個人データを所管する代表責任者に対し、利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という）を請求することができる。

- 2 第15条第2項の規定は、保有個人データの利用停止等の請求をする場合について準用する。
- 3 代表責任者は、第1項の請求に正当な理由があることが判明したときは、これを是正するために必要な範囲で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等を行うことが困難な場合にあつて、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
- 4 代表責任者は、前項により所管する保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
（提供停止の請求）

第18条 本人は、自己に関する保有個人データが、第10条1項もしくは第11条の規定に違反して第三者に提供されていると認められる場合又は自己の権利もしくは正当な利益が害されるおそれがある場合は、当該保有個人データを所管する代表責任者に対し、第三者への提供の停止を請求することができる。

- 2 第15条第2項の規定は、保有個人データの第三者への提供の停止を請求する場合について準用する。
- 3 代表責任者は、第1項の請求に正当な理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の第三者への提供を停止することが困難な場合にあつて、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 代表責任者は、前項により所管する保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、又は第三者への提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨を通知しなければならない。
（不服等の申立て）

第19条 本人は、自己に関する個人情報の取扱いについて不服又は苦情（以下「不服等」と

いう。)がある場合は、本学園に対し、不服等の申立てをすることができる。

- 2 前項の申立てをするときは、本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）宛に、書面又は電磁的方法により提出しなければならない。
- 3 管理責任者は、第1項の申立てがあったときは、速やかに申立て事項について確認する。この場合において、管理責任者は、必要があると認めるときは、申立てに対応するための不服等対応チームを置くことができる。
- 4 不服等対応チームは、管理責任者が統括し、総務部総務課担当管理職及び管理責任者が指名する若干名の教職員等で構成する。
- 5 管理責任者は、第1項の申立てに対する回答内容を本人に通知するものとする。

（理由の説明）

第20条 代表責任者は、第14条3項 第15条4項、第16条4項、第17条第4項又は第18条第4項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合、又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するように努めなければならない。

（漏えい等事案への対応）

第21条 管理責任者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがあるものとして次に掲げる事態が生じたときは、速やかに、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくはき損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- 2 前項に規定する場合には、管理責任者は、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（管理方法・手続等）

第22条 この規程に基づく具体的な管理方法、手続その他必要な事項については別に定める。

（改廃）

第23条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。